

**改正**

平成9年3月27日条例第15号

平成10年3月23日条例第14号

平成12年3月28日条例第1号

平成12年12月25日条例第38号

平成13年12月27日条例第35号

平成17年3月29日条例第10号

平成18年6月23日条例第16号

平成19年6月27日条例第19号

平成19年9月27日条例第22号

平成20年9月29日条例第36号

平成23年6月28日条例第22号

平成24年3月27日条例第6号

平成24年6月26日条例第10号

平成24年9月28日条例第14号

平成25年3月25日条例第15号

平成26年3月24日条例第1号

平成27年3月23日条例第10号

平成27年12月18日条例第36号

令和元年9月20日条例第23号

令和元年12月19日条例第38号

令和3年9月17日条例第16号

小矢部市下水道条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 排水設備の設置等（第3条—第5条）

第2章の2 排水設備等の工事の事業に係る指定（第6条—第7条）

第3章 公共下水道の使用（第8条—第15条）

第3章の2 公共下水道の施設に関する構造基準等（第15条の2・第15条の3）

第4章 雑則（第16条—第21条）

第5章 罰則（第22条—第24条）

附則

## 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この条例は、小矢部市の設置する公共下水道の管理及び使用について下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）下水 法第2条第1号に規定する下水をいう。
- （2）汚水 法第2条第1号に規定する汚水をいう。
- （3）公共下水道 法第2条第3号に規定する公共下水道をいう。
- （4）流域下水道 法第2条第4号に規定する流域下水道をいう。
- （5）終末処理場 法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。
- （6）排水施設 法第2条第2号に規定する排水施設をいう。
- （7）排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備をいう。
- （8）除害施設 法第12条第1項に規定する除害施設をいう。
- （9）特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- （10）使用者 下水を公共下水道に排除して、これを使用する者をいう。
- （11）使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね一月の期間をいい、その始期及び終期は下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が定める。
- （12）水道 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道をいう。
- （13）給水装置 水道法第3条第9項に規定する給水装置をいう。
- （14）責任技術者 富山県下水道協会（以下「協会」という。）の規程により、下水道排水設備工事責任技術者として協会に登録された者をいう。

## 第2章 排水設備の設置等

（排水設備の設置）

**第3条** 公共下水道の供用開始の日において排水設備を設置すべき者は、遅滞なく当該排水設備を設置しなければならない。

(排水設備の接続方法及び内径等)

**第4条** 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水を排除すべき排水設備にあつては、公共下水道の公共ますその他の排水施設又は他の排水設備（以下この条において「公共ます等」という。）で汚水を排除すべきものに、雨水を排除すべき排水設備にあつては公共ます等で雨水を排除すべきものに固着させること。
- (2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で管理者が定めるものによること。
- (3) 汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠(きょ)の断面積は、同表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものにする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口 (単位 人)	排水管の内径 (単位 ミリメートル)	勾配
150未満	100以上	100分の2以上
150以上300未満	125以上	100分の1.7以上
300以上500未満	150以上	100分の1.5以上
500以上	200以上	100分の1.2以上

- (4) 雨水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠(きょ)の断面積は、同表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の敷地から排除される雨水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

排水面積 (単位 平方メートル)	排水管の内径 (単位 ミリメートル)	勾配
---------------------	-----------------------	----

200未満	100以上	100分の2以上
200以上400未満	125以上	100分の1.7以上
400以上600未満	150以上	100分の1.5以上
600以上1,500未満	200以上	100分の1.2以上
1,500以上	250以上	100分の1以上

(排水設備等の計画の確認)

**第5条** 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設

(以下これらを「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、管理者が定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を管理者に届け出ることをもって足りる。

## 第2章の2 排水設備等の工事の事業に係る指定

(排水設備指定工事店の指定)

**第6条** 排水設備等の新設等の工事(管理者が定める軽微な工事を除く。)は、管理者の指定を受けた者(以下「指定工事店」という。)でなければ、行ってはならない。

2 前項の指定の有効期間は、指定工事店として指定を受けた日から起算して5年を経過する日の属する年度の9月30日までとする。

3 前項の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、指定の更新を受けなければならない。

(指定の申請)

**第6条の2** 前条第1項の規定は、排水設備等の新設等の工事業を行う者の申請により行う。

2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 排水設備等の新設等の工事業を行う営業所(以下「営業所」という。)の名称及び所

在地並びに第6条の4第1項の規定によりそれぞれの営業所において専属することとなる責任技術者の氏名

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 次条第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- (2) 法人にあっては、定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し
- (3) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
- (4) 協会の会長が交付した専属することとなる責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証の写し
- (5) 次条第1項第2号で定める機械器具を有することを証する書類  
(指定の基準)

**第6条の3** 管理者は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。

- (1) 営業所ごとに、責任技術者として登録を受けた者が1人以上専属していること。
- (2) 管理者が定める機械器具を有していること。
- (3) 富山県内に営業所があること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 心身の故障により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うことができない者として管理者が定めるもの

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 第6条の8の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

2 管理者は、第6条第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとる。

(責任技術者)

**第6条の4** 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、責任技術者を専属させなければならない。

2 責任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 排水設備等の新設等の工事に関する技術上の管理

- (2) 排水設備等の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督
  - (3) 排水設備等の新設等の工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認
  - (4) 第7条第1項に規定する検査の立ち会い
- 3 排水設備等の新設等の工事に従事する者は、責任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(指定工事店証)

**第6条の5** 管理者は、指定工事店として指定を行った者に対し、下水道排水設備指定工事店証(以下「指定工事店証」という。)を交付する。

- 2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。
- 3 指定工事店は、第6条の8の規定により指定を取り消され、又は指定の効力を停止されたときは、遅滞なく管理者に指定工事店証を返納しなければならない。
- 4 前3項に規定するもののほか、指定工事店証の書換え交付及び再交付に関し必要な事項は、管理者が定める。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

**第6条の6** 指定工事店は、下水道に関する法令、条例及び管理者が定めるところに従い適正な排水設備工事の施工に努めなければならない。

(変更の届出等)

**第6条の7** 指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他管理者が定める事項に変更があったとき、又は排水設備等の新設等の工事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、管理者が定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

(指定の取消し又は一時停止)

**第6条の8** 管理者は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の指定を取り消し又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

- (1) 第6条の3第1項各号に適合しなくなったとき。
- (2) 第6条の4第1項の規定に違反したとき。
- (3) 第6条の6に規定する指定工事店の責務及び遵守事項に従った適正な排水設備工事の施工ができないと認められるとき。
- (4) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (5) その施工する排水設備工事が、下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれのある

とき。

(6) 不正の手段により第6条第1項の指定を受けたとき。

(排水設備等の工事の検査)

**第7条** 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内に到達するようにその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、企業職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査をする職員は、同項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。

### 第3章 公共下水道の使用

(特定事業場からの下水の排除の制限)

**第8条** 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、法第12条の2第3項及び第5項の規定により、次の定める基準に適合しない水質の下水を排除してはならない。

(1) アンモニア性窒素、硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満

(2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

(3) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満

(4) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満

(5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量

ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下

イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

2 特定事業場から排除される下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令により、当該下水について前項各号に掲げる項目に関し当該各号に定める水質より緩やかな水質の排除基準が適用されるときは、当該下水に係る前項に規定する水質基準は、前項の規定にかかわらずその排水基準とする。

(除害施設の設置)

**第9条** 法第12条第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水を継続して公共下水道に排除するときは、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

(1) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満

- (2) 温度 45度未満
- (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
  - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
  - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (4) よう素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

2 前項第2号から第4号までの規定は、1日当たりの平均的な下水の量が50立方メートル未満である者には、適用しない。

**第10条** 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない下水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して公共下水道に排除するときは、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- (1) カドミウム及びその化合物 1リットルにつきカドミウム0.03ミリグラム以下
- (2) シアン化合物 1リットルにつきシアン1ミリグラム以下
- (3) 有機燐化合物 1リットルにつき1ミリグラム以下
- (4) 鉛及びその化合物 1リットルにつき鉛0.1ミリグラム以下
- (5) 六価クロム化合物 1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム以下
- (6) ヒ素及びその化合物 1リットルにつきヒ素0.1ミリグラム以下
- (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 1リットルにつき水銀0.005ミリグラム以下
- (8) アルキル水銀化合物 検出されないこと。
- (9) ポリ塩化ビフェニル 1リットルにつき0.003ミリグラム以下
- (10) トリクロロエチレン 1リットルにつき0.1ミリグラム以下
- (11) テトラクロロエチレン 1リットルにつき0.1ミリグラム以下
- (12) ジクロロメタン 1リットルにつき0.2ミリグラム以下
- (13) 四塩化炭素 1リットルにつき0.02ミリグラム以下
- (14) 1・2-ジクロロエタン 1リットルにつき0.04ミリグラム以下
- (15) 1・1-ジクロロエチレン 1リットルにつき1ミリグラム以下
- (16) シス-1・2-ジクロロエチレン 1リットルにつき0.4ミリグラム以下
- (17) 1・1・1-トリクロロエタン 1リットルにつき3ミリグラム以下
- (18) 1・1・2-トリクロロエタン 1リットルにつき0.06ミリグラム以下
- (19) 1・3-ジクロロプロペン 1リットルにつき0.02ミリグラム以下
- (20) テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム） 1リットルにつき0.06ミリグラム

以下

- (21) 2-クロロ-4・6-ビス(エチルアミノ)-S-トリアジン (別名シマジン) 1リットルにつき0.03ミリグラム以下
- (22) S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート (別名チオベンカルブ) 1リットルにつき0.2ミリグラム以下
- (23) ベンゼン 1リットルにつき0.1ミリグラム以下
- (24) セレン及びその化合物 1リットルにつきセレン0.1ミリグラム以下
- (25) ほう素及びその化合物 河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあっては1リットルにつきほう素10ミリグラム以下
- (26) ふっ素及びその化合物 河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあっては1リットルにつきふっ素8ミリグラム以下
- (27) ダイオキシン類 1リットルにつき10ピコグラム以下
- (28) フェノール類 1リットルにつき5ミリグラム以下
- (29) 銅及びその化合物 1リットルにつき銅3ミリグラム以下
- (30) 亜鉛及びその化合物 1リットルにつき亜鉛2ミリグラム以下
- (31) 鉄及びその化合物 (溶解性) 1リットルにつき鉄10ミリグラム以下
- (32) マンガン及びその化合物 (溶解性) 1リットルにつきマンガン10ミリグラム以下
- (33) クロム及びその化合物 1リットルにつきクロム2ミリグラム以下
- (34) 温度 45度未満
- (35) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (36) 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (37) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
  - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
  - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (38) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (39) 1・4-ジオキサン 1リットルにつき0.5ミリグラム以下

2 前項第28号から第37号までの規定は、1日当たりの平均的な下水の量が50立方メートル未満であるものには、適用しない。

(除害施設の設置等の届出)

**第10条の2** 除害施設を設置し、休止し、又は廃止しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、その旨を管理者に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(排除の停止又は制限)

**第10条の3** 管理者は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

- (1) 公共下水道を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公共下水道の機能を阻害するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が管理上必要があると認めるとき。

(し尿の排除の制限)

**第11条** 使用者は、し尿を公共下水道に排除するときは、水洗便所によってこれをしなければならない。

(使用開始等の届出)

**第12条** 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、管理者が定めるところにより、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下水道を使用する場合は、この限りではない。

2 法第11条の2、第12条の3、第12条の4又は第12条の7の規定による届出をした者は、前項の規定による届出をした者とみなす。

(使用料の徴収)

**第13条** 管理者は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、集金、納入通知書又は口座振替の方法により隔月に徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、毎月徴収することができる。

3 前項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施工に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、管理者は使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその他管理者が必要と認めたときに行う。

(使用料の算定方法)

**第14条** 使用料の額は、1使用月につき、使用者が公共下水道に排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

汚水種別	区分	排除汚水量	金額（円）
一般汚水	基本額	10立方メートルまで	1,500
	超過額	10立方メートルを超え 50立方メートルまで	1立方メートルにつき150
		50立方メートルを超え 100立方メートルまで	1立方メートルにつき160
		100立方メートルを超えるもの	1立方メートルにつき170
公衆浴場汚水	基本額	100立方メートルまで	6,000
	超過額	100立方メートルを超えるもの	1立方メートルにつき60
備考			
1 一般汚水とは、公衆浴場汚水以外のものをいう。			
2 公衆浴場汚水とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場で物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により富山県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものの汚水をいう。			

2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。

(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合においてそれぞれの使用者の使用水量を確知することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。

(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様を勘案して管理者が認定する。

(3) 氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に管理者に提出しなければならない。この場合において、前2号の規定にかかわらず、管理者は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

3 使用月の途中において公共下水道の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合における使用料

の額は、1使用月分として算定する。ただし、使用日数が15日以内である場合における第1項の規定の適用については、同項の表一般汚水の項中「10立方メートル」とあるのは「5立方メートル」と、「1,500」とあるのは「750」と、同表公衆浴場汚水の項中「100立方メートル」とあるのは「50立方メートル」と、「6,000」とあるのは「3,000」とする。

(使用の態様の変更の届出)

**第14条の2** 使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除することとなったとき、水道水以外の水を使用するための設備に変更があったときその他管理者が定める使用の態様の変更があったときは、管理者が定めるところにより、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

(資料の提出)

**第15条** 管理者は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

### **第3章の2** 公共下水道の施設に関する構造基準等

(排水施設の構造の基準)

**第15条の2** 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の排水施設の構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐久性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の侵入を最小限のものとする措置が講じられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして管理者が定めるものを除く。）にあつては、覆い又は棚の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。
- (5) 地震によって下水の排水に支障が生じないよう地盤の改良、可とう継手の設置その他の管理者が定めるところによる措置が講じられていること。
- (6) 排水管の内径及び排水渠(きょ)の断面積は、管理者が定めるところによる数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。

(7) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。

(8) 暗渠(きょ)その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。

(9) 暗渠(きょ)である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠(きょ)の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

(10) ます又はマンホールは、蓋(汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋)を設けること。

(適用除外)

**第15条の3** 前条の規定は、次に掲げる下水道については、適用しない。

(1) 工事を施工するために仮に設けられる公共下水道

(2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

#### 第4章 雑則

(改善命令)

**第16条** 管理者は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。

(行為の許可)

**第16条の2** 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる図面を添付して管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(1) 施設又は工作物その他の物件(排水設備を除く。以下「物件」という。)を設ける場所を表示した平面図

(2) 物件の配置及び構造を表示した図面

(許可を要しない軽微な変更)

**第17条** 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設けた物件(地上に存する部分に限る。)に対する添加であつて、同項の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に附随して行うものとする。

(占用)

**第18条** 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(次条に規定する電線又は物件を除く。以下「占用

物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、占用許可願を提出して管理者の許可を受けなければならない。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

2 市は、前項の占用の許可を受けた者から占用料を徴収する。ただし、次の各号に掲げる占用物件については、この限りでない。

- (1) 公共下水道に下水を排除することを目的とする占用物件
- (2) 国の行う事業で一般会計をもって経理するものに係る占用物件
- (3) 国の行う事業で特別会計をもって経理するもののうち企業性格を有しない事業に係る占用物件
- (4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業以外に係る占用物件

3 前項の占用料の額等については、小矢部市道路占用料条例(昭和38年小矢部市条例第48号)を準用する。

(暗渠(きょ)の使用に係る調査)

**第18条の2** 公共下水道の排水施設の暗渠(きょ)である構造の部分(以下単に「暗渠(きょ)」という。)に電線又は下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第17条の2第2号に規定する物件(以下「電線等」という。)を設け、継続して排水施設を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、当該暗渠(きょ)についての使用の可能性を確認する調査(以下単に「調査」という。)を管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項に規定する調査の申請があった場合において、当該調査を行うことが必要であると認めるときは、調査の方法を当該調査の申請をした者に指示するものとする。

(暗渠(きょ)の使用)

**第18条の3** 暗渠(きょ)に電線等を設け、継続して排水施設を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 暗渠(きょ)の使用の目的
- (2) 暗渠(きょ)の使用の期間
- (3) 暗渠(きょ)の使用の場所及び電線等の設置箇所
- (4) 電線等の構造
- (5) 工事实施の方法

(6) 工事の期間

(7) 公共下水道の復旧の方法

2 前条第1項に規定する調査を申請した者が自ら当該調査を行った場合においては、前項の申請書に当該調査の結果を記載した書面を添付しなければならない。

(暗渠(きょ)の使用に係る許可の基準)

**第18条の4** 管理者は、前条の申請があった場合において、当該申請が次に掲げる基準のすべてに適合するときは、当該使用を許可することができる。

(1) 暗渠(きょ)について使用の申請をする者(以下「申請者」という。)が敷設しようとする電線等が以下の技術的基準に適合すること。

ア 電線等を敷設する箇所が下水の排除及び暗渠(きょ)の管理上支障のない箇所であること。

イ 電線等を敷設する暗渠(きょ)の断面積に占める当該電線等の断面積の割合及び電線の本数が下水の排除及び暗渠(きょ)の管理上支障のないものであること。

ウ 電線等の構造が堅牢で、かつ、表面が平滑であって、耐久性、耐蝕性及び耐水性のあるものであること。

エ 電線等の敷設により砂、土、汚泥その他これに類するものが堆積し下水の排除に著しい支障が生じることがないものであること。

オ 電線等は、原則として電圧のかからないものであること。

カ その他公共下水道の管理上支障とならないものであること。

(2) 申請者による電線等の敷設に係る工事又は電線等の維持管理の方法が、管理者が示す工事又は維持管理の方法に係る条件及び留意事項に適合していること。

(3) 申請者がその責に帰すべき理由により暗渠(きょ)の使用に係る許可の取消しを受けたこと(許可の取消しを受けた法人において、当該取消しのあった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。次号において同じ。)であったことを含む。)がないこと。

(4) 申請者が法人である場合、その役員のうち前号に規定する許可の取消しを受けた者がいないこと。

(5) 申請者が個人である場合、その支配人のうち第3号に規定する許可の取消しを受けた者がいないこと。

- (6) 申請者が使用条件に違反しないと見込まれること。
  - (7) 暗渠(きょ)の使用が道路法(昭和27年法律第180号)その他の公物管理に関する法令の規定の適用を受けるものにあつては、道路占用許可その他の公物の占用の許可等(変更の許可等も含む。)の取得が可能であると見込まれること。
  - (8) 使用の申請に係る暗渠(きょ)において下水道の管理その他の公共目的の電線等を敷設する具体的な計画があり、電線等を複数敷設することが困難な場合においては、当該公共目的の電線等と一体的な敷設が可能であると見込まれること。
- 2 管理者は、申請者による使用の申請があつた日から1月以内に使用の可否についての決定をするものとする。
  - 3 管理者は、前項に規定する期間内に使用の可否についての決定ができない場合においては、その理由を付した書面をもって、申請者にその旨を通知するものとする。
  - 4 管理者は、第1項の許可をしない場合においては、その理由を付した書面をもって、申請者にその旨を通知するものとする。

(暗渠(きょ)使用料)

**第18条の5** 管理者は、前条第1項の許可を受けた者から別表に定めるところにより、暗渠(きょ)の使用に係る使用料(以下「暗渠(きょ)使用料」という。)を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国の行う事業で一般会計をもって経理するものに係る使用物件
  - (2) 国の行う事業で特別会計をもって経理するもののうち企業性格を有しない事業に係る使用物件
  - (3) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法第2条第1項に規定する地方公営企業以外に係る使用物件
- 2 前項の暗渠(きょ)使用料の額の計算方法及び徴収方法等については、小矢部市道路占用料条例を準用する。

(許可の条件)

**第18条の6** 管理者は、第18条の4第1項に規定する許可をするときは、次に掲げる事項について、許可する際の条件に定めるものとする。

- (1) 使用の許可を受けた者(以下「暗渠(きょ)使用者」という。)は、管理者に対して自己の責に帰すべき理由により暗渠(きょ)の使用の中止を求める場合には、当該暗渠(きょ)使用者の負担により電線等を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならないこと。

(2) 暗渠(きょ)使用者は、暗渠(きょ)の使用期間を満了した際に使用の更新の申請をしない場合には、当該暗渠(きょ)使用者の負担により電線等を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならないこと。

(3) 暗渠(きょ)使用者は、使用の許可が取り消された場合には、当該暗渠(きょ)使用者の負担により電線等を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならないこと。

(占有期間)

**第18条の7** 第18条第1項の規定による占有の期間は、5年以内とする。

(使用期間等)

**第18条の8** 第18条の3第1項の規定による使用の期間は、5年以内とする。

2 管理者は、暗渠(きょ)使用者が使用の期間を満了する前に、引き続き暗渠(きょ)に電線等を設け、継続して排水施設を使用する申請をした場合において、当該申請が第18条の4第1項に規定する基準に適合するときは、当該更新の申請を許可するものとする。ただし、管理者が当該更新の許可をしないことについて合理的な理由があると認めた場合は、この限りでない。

(使用の許可の取消し)

**第18条の9** 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、暗渠(きょ)使用者の使用の許可を取り消すことができる。

(1) 暗渠(きょ)使用者が暗渠(きょ)に敷設した電線等が第18条の4第1項に規定する基準に該当しなくなった場合

(2) 暗渠(きょ)使用者が暗渠(きょ)使用料を支払わなかった場合

(3) 暗渠(きょ)使用者が使用期間中に使用の許可を受けた暗渠(きょ)を使用している実態がない場合

(4) 暗渠(きょ)使用者が暗渠(きょ)の使用に係る虚偽の申請を行うことによって使用の許可を受けた場合

(5) 使用の申請内容と使用している実態が過度に異なる場合

(6) 暗渠(きょ)使用者が使用条件に違反した場合

(7) 前各号に掲げる場合のほか、管理者が使用期間中に公益上やむを得ない理由により電線等について撤去の必要があると判断した場合

(原状回復)

**第19条** 第18条第1項の占有の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占有物件を設ける必要がなくなったときは、当該占有物件を除却

し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當であると管理者が認めたときは、この限りでない。

- 2 管理者は、第18条第1項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。
- 3 管理者は、暗渠(きょ)の使用期間が満了したとき又は暗渠(きょ)使用者が暗渠(きょ)を使用する必要がなくなったときは、当該暗渠(きょ)使用者に対して、第18条の6の規定に基づき定めた原状回復について必要な指示をすることができる。
- 4 管理者は、第18条の6の規定に基づき定めた原状回復に係る条件の内容にかかわらず、暗渠(きょ)の使用期間が満了した場合又は暗渠(きょ)使用者が暗渠(きょ)を使用する必要がなくなった場合において、公共下水道を原状に回復することが不適當であると認めたときは、暗渠(きょ)使用者に対して、必要な指示をすることができる。

(手数料)

**第19条の2** 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 第6条第1項の指定を受けようとする者 2万円
- (2) 第6条第3項の指定の更新を受けようとする者 3千円

2 前項の手数料は、これを納付した後においては、特別の事由がある場合を除き、返還しない。

(使用料等の減免等)

**第20条** 管理者は、公益上その他特別の事由があると認めたときは、使用料その他の収入を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(委任)

**第21条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、管理者が定める。

## 第5章 罰則

(罰則)

**第22条** 次の各号に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条第1項又は第2項の規定による確認を受けないで排水設備等の工事を実施した者
- (2) 第6条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を実施した者
- (3) 排水設備等の新設等を行って第7条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者
- (4) 第9条、第10条第1項又は第11条の規定に違反した使用者
- (5) 第12条の規定による届出を怠った者

- (6) 第15条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
- (7) 第19条第2項、第3項及び第4項の規定による指示に従わなかった者
- (8) 第5条第1項若しくは第16条の2の規定による申請書若しくは図面、第5条第2項本文、第12条若しくは第14条の2の規定による届出書、第14条第2項第3号の規定による申告書又は第15条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

**第23条** 偽りその他不正な手段により、使用料又は占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

**第24条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成9年3月27日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の小矢部市下水道条例の規定にかかわらず、施行日から平成9年4月30日までの間に額が確定する使用料については、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成10年3月23日条例第14号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成12年3月28日条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成12年12月25日条例第38号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

#### 附 則 (平成13年12月27日条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の小矢部市下水道条例（以下「新条例」という。）の施行の際、現に改正前の小矢部市下水道条例第7条の規定により指定を受けている者は、新条例第6条第1項の規定による指定を受けた者とみなし、新条例第6条第2項に規定する有効期間については、なお従前の例による。

**附 則**（平成17年3月29日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成18年6月23日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成19年6月27日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成19年9月27日条例第22号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

**附 則**（平成20年9月29日条例第36号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

**附 則**（平成23年6月28日条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の小矢部市下水道条例第6条の2第3項第4号に規定する下水道排水設備工事責任技術者証（以下この項において「旧技術者証」という。）は、この条例の施行の日から当該旧技術者証に記載されている有効期間の末日までは、改正後の第6条の2第3項第4号に規定する下水道排水設備工事責任技術者証とみなす。

**附 則**（平成24年3月27日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成24年6月26日条例第10号抄）

（施行期日）

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

**附 則**（平成24年9月28日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成25年3月25日条例第15号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日に既に存する施設で第15条の2の規定に適合しないものについては、これらの規定（その適合しない部分に限る。）は、なお従前の例による。ただし、施行日以後に改築（災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。）の工事に着手したものの当該工事に係る区域又は区間については、この限りでない。

**附 則**（平成26年3月24日条例第1号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の小矢部市下水道条例の規定にかかわらず、施行日から平成26年4月30日までの間に額が確定する使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成27年3月23日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条第1項の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年12月18日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年9月20日条例第23号）

(施行期日)

**第1条** この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第6条の2第3項第1号及び第6条の3第1項第4号の改正規定並びに次条の規定は、令和元年12月14日から施行する。

(指定の基準等に関する経過措置)

**第2条** 前条ただし書に規定する規定の施行の日（次項において「一部施行日」という。）前に小矢部市下水道条例第6条第1項の指定（以下「指定」という。）の申請をした者の当該申請に係る指定の基準については、なお従前の例による。

- 2 一部施行日前に指定を受けた者に対する指定の取消しその他の処分については、なお従前の例による。

(使用料に関する経過措置)

**第3条** この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して公共下水道を使用してい

る者に係る使用料であつて、施行日から令和元年10月31日までの間にその額が確定するものについては、なお従前の例による。

(手数料に関する経過措置)

**第4条** この条例による改正後の小矢部市下水道条例第19条の2の規定は、施行日以後に指定又は同条例第6条第3項の指定の更新の申請をする者について適用する。

**附 則** (令和元年12月19日条例第38号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則** (令和3年9月17日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中小矢部市下水道条例第18条の2第1項の改正規定 公布の日

(2) 第2条中小矢部市下水道条例第14条第2項の改正規定及び同条に1項を加える改正規定並びに第3条中小矢部市農業集落排水処理施設条例第10条第3項の改正規定並びに次項の規定  
令和4年4月1日までの間において管理規程で定める日〔令和3年10月19日企業規程第2号により、令和3年11月1日から施行〕

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の小矢部市下水道条例第14条第3項の規定及び第3条の規定（前項第2号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の小矢部市農業集落排水処理施設条例第10条第3項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にその額が確定する使用料について適用し、同日前にその額が確定する使用料については、なお従前の例による。

**別表** (第18条の5関係)

使用物件		単位	暗渠(きよ)使用料
電線等	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	48円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		72円
	外径が0.15メートル以上0.2		95円

	メートル未満のもの		
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		190円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		480円
	外径が1メートル以上のもの		950円
その他のもの			1,400円